



平成 30 年 12 月 7 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ナ リ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 林 昌 宏
(コード番号：6079 東証マザーズ)
問 合 せ 先 広 報 ・ I R 部 長 白 土 朋 之
(TEL. 03-5284-8326)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

平成 29 年 3 月 7 日付で提起を受けておりました訴訟（平成 29 年 5 月 10 日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」）に関して、平成 30 年 12 月 7 日付で和解が成立しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

平成 29 年 3 月 7 日、当社は株式会社ナニワ（以下、原告といいます。）より、原告が当社との売買契約に基づき当社から買い受けた太陽光発電設備（以下、本件設備といいます。）に関し、通路整備不良の瑕疵があり売買契約の目的を達成できないとして、本件設備に関する売買契約とともにその敷地に関する売買契約を解除し、原状回復に基づく既払い売買代金の返還と弁護士費用の損害賠償を求めるとの訴訟の提起を受けました。これに対して、当社は、売買契約の解除原因は認められず請求にかかる支払い義務はないとして、当社の正当性を主張して争ってまいりました。

裁判においては、当社の主張どおり、売買契約の解除原因は認定されませんでした。裁判継続中に通路整備不良とは異なる原因に基づく本件設備の軽微な瑕疵が認められたため、時間的・費用的な負担および和解額等を総合的に考慮し和解に合意することといたしました。

2. 和解の相手方

- (1) 商 号：株式会社ナニワ
- (2) 本 社 所 在 地：東京都江戸川区中央 4 丁目 20 番 6 号
- (3) 代表者の役職・氏名：代表取締役 船橋康治

3. 和解の内容及び業績への影響

和解内容の詳細につきましては、原告との和解条項に基づき開示を控えさせていただきますが、本和解による今期の連結業績への影響は軽微であり、本年 11 月 6 日付で公表しました平成 30 年 12 月期連結業績予想の修正に変更はございません。

以 上